

公 示 送 達 書

自税第86号
令和 8年 7月29日

熊本県自動車税事務所長

地方税第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

熊本県自動車税事務所長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

[illegible]